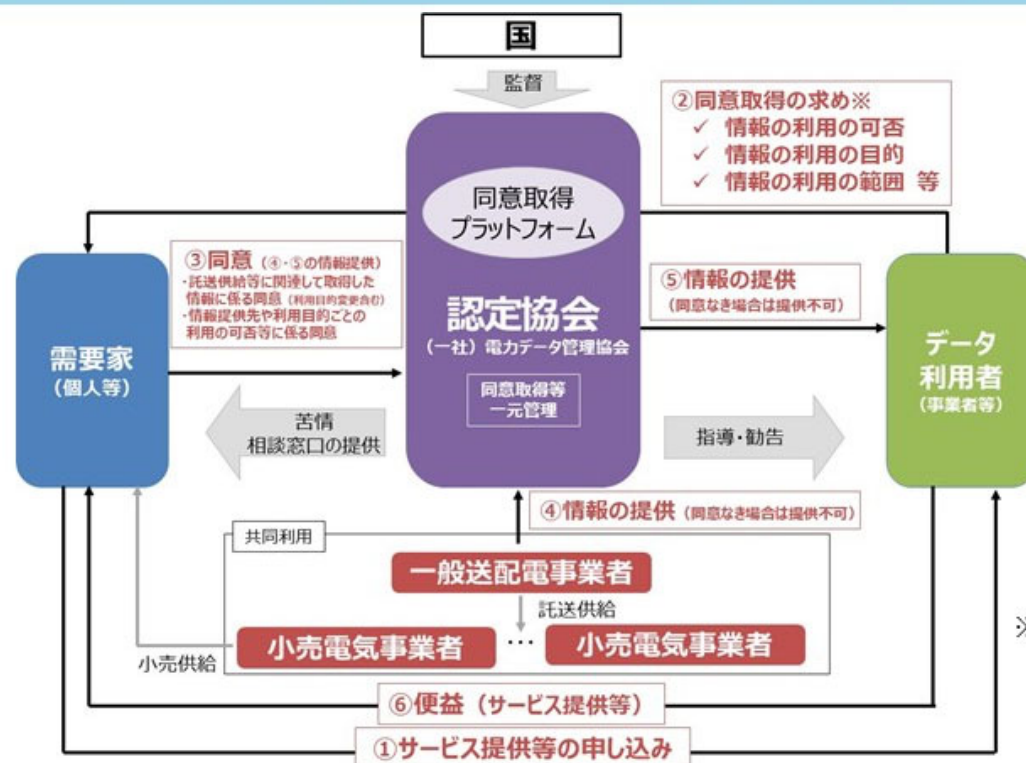


電力データに係る認定制度及び情報提供について

- 2020年6月の電気事業法改正により、一定のルールの下、電気事業者以外の事業者も含めて、電力データの活用を可能とした（2022年4月施行）。
 - 需要家保護に万全を期すとともに利便性確保の観点から、各一般送配電事業者が保有する個々の需要家の電力データを、その需要家からの同意取得に基づき、1つの窓口で一括して入手・利用することができる仕組み（「認定電気使用者情報利用者等協会（認定協会）制度」※1）を構築。
 - 具体的には、需要家からの同意に基づき、託送供給や小売供給に関連して取得した需要家の電力データ（電力使用量等）を、一般送配電事業者が認定協会へ提供、更に認定協会が電力データ利用者（事業者等）へ提供する制度。
 - 経済産業省が一般社団法人電力データ管理協会（※2）を認定協会として認定（本年6月30日）。
- ※1：電気事業法第37条の4に基づき国が認定、※2：一般送配電事業者10社及びデータ利用者が設立した協会



※個人情報保護法上、個人データを第三者に提供する場合には原則本人同意が必要。統計情報や同法に規定する匿名加工情報を提供する場合には不要。